

# 練習室利用の流れ

## ご利用の流れ

### 1. 予約

#### ■方法1：電話・窓口

電話または窓口で利用受付が可能です。  
※初めてのご利用の場合は、その旨をお知らせください。

スタッフがご予約に必要な情報の聞き取りをいたします。

- ・利用内容（※ダンス、楽器の練習等）
- ・氏名／電話番号（※初回のみ住所）
- ・利用室場（日程／時間区分／室場）
- ・利用備品

【電話】0985-28-3228

【受付時間】9:00～21:30

【休館日】月曜日（月曜が祝日の場合は翌平日）

※受付初日は17:00から

#### ■方法2：WEB

インターネット予約

※ご利用いただくには、[利用申請](#)が必要です。  
窓口・電話でお問い合わせください。

【受付時間】24時間

※利用日の2日前の21時まで受付

お申込み方法は[こちら](#)

### 2. 利用当日まで（施設利用申請・支払い）

予約時から当日ご利用前までに……………

1. 利用料金のお支払いをお願いします。
2. 施設利用の許可申請書への記入をお願いします。

※所要時間：5分程度／年1回更新

練習室等 施設利用申請

### 3. 利用当日

1F 施設利用受付で鍵をお受け取りください。  
申請・お支払い後の鍵のお渡しです。  
ご利用時間の5分前から鍵のお貸出しが可能です。  
ご利用終了時間までに受付に鍵を返却してください。

## 貸出施設

音楽、演劇、ダンスなどの練習にご利用いただける大中小合わせて10室の練習室があります。

※詳細は「[施設ガイド／練習室](#)」のページをご覧ください。

※施設の空き状況は「[施設空き状況 練習室](#)」のページをご覧ください。

※ミーティングルーム・和室のご利用については各室場のページをご確認ください。

[\[ミーティングルーム\]](#) / [\[和室\]](#)

[施設ガイド／練習室](#)

[施設空き状況／練習室](#)

## 利用時間

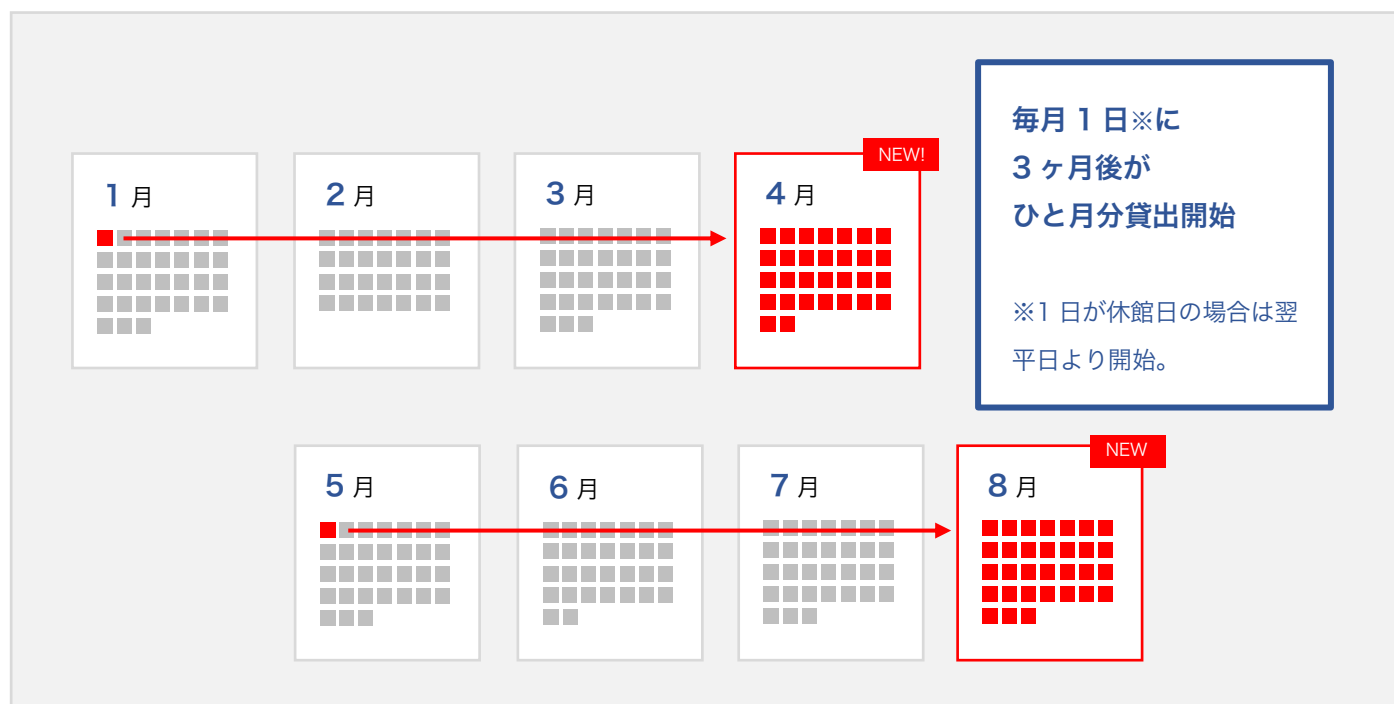
施設を利用いただける時間区分は次の通りです。



## 利用受付対象期間

利用日の3カ月前の初日～利用日当日の利用開始時まで

(ホールの利用と併せて練習室等を利用するときはホールの申込期間に準じます。)



## 受付方法

	方法	受付時間
一般受付	窓口 電話 (0985-28-3228) <a href="#">インターネット</a>	9:00～21:30 休館日：月曜（月曜が祝日の場合は翌平日） ※受付初日は 17:00 から
<a href="#">抽選会</a>	事前エントリーによる自動抽選 ※初めてのご参加の場合は必ず事前にお問合せください。	エントリー期間：毎月24日～末日 （24日が休館日の場合は翌営業日） 抽選日：毎月1日 （1日が休館日の場合は翌営業日）

抽選会での予約結果は仮予約として登録されます。

ご利用の1か月前をめどに利用料金の支払いをお願いします。

なお、抽選会でのご予約は、やむを得ない場合を除きキャンセルできませんので、ご利用が確実な日時が予約の対象となります。

## 施設利用抽選会（練習室）

貸出初日の施設利用予約については、抽選を行います。

練習室抽選会

## その他注意事項

### 利用許可できないとき又は利用許可を取消すとき

1. 施設における秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき
2. 施設（付帯設備及び備品を含む）を損傷又は消滅させるおそれがあるとき
3. 公の施設に関する条例又は県立芸術劇場管理規則を遵守しないとき
4. 利用許可の条件を遵守しないとき
5. 災害、その他緊急やむを得ない理由により施設が使用できなくなったとき
6. その他、施設の管理運営上支障があるとき

【具体的には次のような事例が該当します。】

- 県立芸術劇場利用許可申請書に記載した利用目的が虚偽であったとき
- 利用目的が特定の商品の展示、販売又は販売促進に供するものであったとき
- 施設利用の権利譲渡があったとき
- 暴力的組織が催事に関与しているとき

### 利用の権利の譲渡等の禁止

施設利用の権利を他に譲渡、又は転貸することはできません。

### 利用内容の変更、取り消し

利用内容（利用日時、室場）についての変更を行う場合、利用許可書を添えて変更申請をお願いいたします。利用の取り消しを行う場合、利用許可書を添えた申し出が必要になります。

## その他

### 練習室等の連続利用

---

練習室等を午前区分（9：00-12：00）から午後区分（13：00-17：00）まで連続して利用される場合、12：00-13：00の間も連続してご利用できます。練習室等は午前区分から午後区分まで連続して利用する一方で、楽器等の付属設備等は午前中のみ利用という場合、13：00分が利用料算定の分岐点となりますのでご注意ください。

### 練習室の移動を伴う連続利用

---

同一の利用者が、午前区分は大練習室1を利用、午後区分は大練習室2を利用するような場合、午前区分は12：30まで、午後区分は12:30からご利用いただけます。

#### 【注】

練習室等の連続利用、及び移動を伴う連続利用について、午後区分から夜区分についても上記「練習室等の連続利用」「練習室の移動を伴う連続利用」の取扱いに準じます。

連続利用等について、施設利用の権利譲渡に明らかに該当する場合、利用許可を取り消すことがあります。